

平成29年度宮崎県立図書館評価の概要

平成30年11月16日
宮崎県立図書館

1 趣旨

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）に基づき、宮崎県立図書館のサービスの水準の向上を図り、図書館の目的及び社会的使命を達成するため、取組状況について評価を行うものである。

2 評価対象

「宮崎県立図書館ビジョン」に基づく第1期アクションプランに規定する「今後の施策展開の方向性」に係る取組の実績。

なお、第1期アクションプランは平成30年度から適用するものであるが、平成29年度の実績の評価についても、後年の比較が円滑にできるようにするため、第1期アクションプランの枠組みを先取りした。

3 評価項目等

- (1) 第1期アクションプランに規定する「今後の施策展開の方向性」を評価の大項目（5項目）、各「今後の施策展開の方向性」の下に示されている「施策」を中項目（20項目）、各「施策」の下に示されている「取組事項」（施策の項目）を小項目（43項目に「貸出冊数」を加えた44項目）として設定。
- (2) アクションプランに記載された数値目標についてはそのまま評価指標として採用し、目標最終年度もそのまま2020年度とした。

4 評価方法

(1) 自己評価（中項目ごと：20）

当館において、20の中項目ごとに平成29年度の事業実績を踏まえて自己評価を行い、主な取組状況・成果、課題等を付記した。

(2) 外部評価（大項目ごと：5）

宮崎県立図書館協議会において、上記(1)の自己評価を参考に、5つの大項目ごとに評価を行い、今後の取組等に関する意見を付記した。

5 評価基準

自己評価、外部評価とも、4段階で評価した。

評価	評価基準の内容	
A	非常に良好である	成果が出ている。
B	良好である	一定の成果が出ている。
C	やや不十分である	一部に成果が上がっていない項目がある。
D	不十分である	成果があまり上がっていない。

6 評価結果

(1) 評価結果一覧

大項目 〔今後の施策の方向性〕	中項目 〔施策〕	自己 評価	外部 評価
I 全県的な読書環境と図書館ネットワーク構築の核	1 市町村立図書館（室）等の支援	A	B
	2 学校図書館の支援	C	
	3 市町村立図書館、学校図書館、大学図書館等とのネットワークの構築	B	
	4 図書館活動を支える施設・システムの維持管理	B	
II 県立図書館ならではの専門的なサービスの充実	1 レファレンスサービスの充実	B	B
	2 専門的な資料・情報の収集・整理・保存・提供	B	
	3 生涯読書活動の推進	C	
	4 他の専門機関との連携	B	
	5 館外活動の実施	B	
III 「知の共有・創造」による深い学びや課題解決の支援	1 情報アクセス環境の整備	B	B
	2 課題に応じた情報サービスや「知の共有・創造」の場の提供	C	
	3 政策立案の支援	B	
	4 地域の実情に応じた課題解決型サービス	B	
IV みやぎの文化の理解・継承の促進	1 地域資料の収集・保存・活用の全県的な促進	B	B
	2 地域情報の収集・整理・発信	B	
	3 地域情報のデジタル化・データベース化	B	
	4 本県の言語文化の継承	B	
V 図書館ネットワークを支える人財の育成	1 専門的なサービスを支える人財の育成・確保	B	B
	2 新たな知識の習得・共有	B	
	3 組織及び事業の改善	B	

(2) 外部評価に係る意見（主なもの）

【大項目Ⅰ 全県的な読書環境と図書館ネットワーク構築の核】

- 県立図書館としては、それぞれの地域の特性や課題を踏まえた特色のある図書館（室）づくりに取り組んでいる市町村立図書館（室）の支援にこれからも力を注ぐとともに、県立図書館の役割をもっと県民に知らせることが必要である。
- 未来を担う児童生徒の学習活動や読書活動を推進する上で学校図書館の役割は非常に大きく、県立図書館としてもしっかり支援することが必要である。
- 人的ネットワークの構築は県内全体の図書館振興に資するものであり、引き続き取り組んでいくことが必要である。

【大項目Ⅱ 県立図書館ならではの専門的なサービスの充実】

- レファレンスの質の充実に向けて、県立図書館職員を市町村立図書館（室）へ派遣して行う研修などにより、図書館（室）職員の能力向上に努めることが必要である。
- 新学習指導要領に対応した図書資料の充実は非常に重要である。知のインフラとしての図書館の役割をふまえて取り組むとともに、活用法についても情報発信を行うことが必要である。
- 宮崎大学との連携協力協定を活かし、農業、林業を核として同大学の蔵書、資料、研究成果を活用できるよう、情報の共有に努めることが必要である。
- 今後も市町村立図書館（室）のモデルとなるよう、「おすすめの本」や「理科読」など新しい読書活動の提案、さらには様々な専門機関との連携による図書館サービスの展開に取り組むことが必要である。

【大項目Ⅲ 「知の共有・創造」による深い学びや課題解決の支援】

- 県立図書館の取組に関心がない人や気がついていない人にどうやって情報を届けるかを検討するとともに、県民が知りたい情報、県民に知らせたい情報をメディアを活用して効果的かつ効率的に伝えることが必要である。

- 「知の共有・創造」の深い学びの場として、ラーニングコモンズ（注：図書館の情報資源を活用しながら対話や議論を通じて学ぶ場）の設置等について検討をすすめることが必要である。
- 大学や専門機関等の出前講座をもっと県立図書館で実施するとともに、イベント等を公募するなど、NPO等の各種団体や個人との連携を強化することが必要である。

【大項目Ⅳ みやざきの文化の理解・継承の促進】

- 高額になりがちな専門書を県立図書館で収集し、その一方、市町村立図書館で所蔵している専門書があればその情報を共有して別の専門書の収集を検討することにより、いわば県全体での収集・所蔵を検討することが必要である。
- 市町村内に関する地域資料については各市町村立図書館で資料収集を担当し、県立図書館ではその一覧を情報として提供するという方法を検討することが必要である。

【大項目Ⅴ 図書館ネットワークを支える人財の育成】

- 定期的な研修の開催等により、県立図書館だけでなく、宮崎県全体の図書館職員の質や専門性の向上に今後も引き続き取り組むことが必要である。
- 利用者ニーズを掘り起こすアンケート（分かりやすく書きやすいもの）を計画・実施することが必要である。
- 現在の開館時間のあり方について、利用者のニーズに照らして利用者サービス向上の観点から検討することが必要である。